

「女房日記」とは何か — その性格と本質 —

宮 崎 莊 平

ここにカギ括弧付きでいう「女房日記」とは、いわゆる女流日記と同義ではない。それは、女房の身分にある者、あるいはかつてその身分にあつた筆者が、女房の立場から書き記した日記のことである。

まず、女流日記とは何か、のほうから説くと、これは平安時代に端を発する王朝女性の筆に成る、文学性を有する仮名日記の総称である。紀貫之がその冒頭「男もすなる日記といふものを、女もしてみむとてするなり」と男性官人のわが身を女性に仮託して、土佐から帰任の五十五日間の船旅のことを記し先鞭を付けた『土佐日記』が初発の役割を果たし、それに文学史的に触発されるかたちで展開をみた女性自身の手になる女流日記は、記録を主体とする漢文日記とは異なり、公的身分を持たない女性が私的己の心情表出の場として切り開いた世界であつて、自ずと、そこに文学性を具備することとなつた。

女性の手になる仮名日記作品の一番手となつた、藤原道綱母の『蜻蛉日記』は、はかなく不安定な二十一年間にわたるわが境涯を、上・中・下三巻に綴り、かなりの達成度を備えるに至つた。女流日記作品は、それぞれの作者が、かけがえない一回限りの己れの人生を対象化して形成したものであるがゆえに、物語作品のように直接的な影響関係を持たないが、『蜻蛉日記』のあと、時代的情況や文学史的基盤に支えられ育成されて、

いくつかの作品が産出され、やがて女流日記文学と呼称されるジャンルを形づくることとなる。

帥宮敦道親王との恋の顛末を物語手法で描いた『和泉式部日記』、宮仕え日記の中に私的憂悶の情を吐露した『紫式部日記』、四十余年にわたる己の人生を辿り綴った、菅原孝標女の手になる『更級日記』、一見宮仕え日記にみえながら、内実は堀河天皇に寄せる限りない思慕・追慕の情を表出する『讃岐典侍日記』、それから、家集の体裁を有しながらも日記作品の内質を備え、わが子成尋との離別の悲嘆を切々と綴る『成尋阿闍梨母集』などである。¹⁾

だが、繰り返しということになるが、女流日記イコール女房日記ではない。これらの平安時代の日記作者が多くの場合、宮仕え女性、つまり女房であったがために、女流日記の異称ないし別呼称として女房日記の語が用いられてきたものとみられる。しかし、『蜻蛉日記』の作者、藤原道綱母は女房でなかったし、女流日記とみなしうる『成尋阿闍梨母集』の作者（源俊賢女）もまた生涯女房経験をもたなかった。和泉式部は女房経験があり、「和泉式部」という名前自体が女房名（他に、若い頃の女房名「江式部」もある）であるけれども、『和泉式部日記』は女房経験にもとづき、そのことを書き綴った作品ではなく、女房日記とは称せない。菅原孝標女は女房経験をもち、『更級日記』には一時期の出仕生活のことも記されているが、それは部分的なことであって、作品全体が女房としての経験なり、その生活を記したものであるのではないのだから、これを女房日記と呼称するわけにはいかない。こうしてみると、女流日記すなわち女房日記ではないことが、次第に明らかになってくるのである。

したがって女房日記とは、自明のことのようであるが、冒頭に記したごとく女房が記した日記のこと、もっと厳密にいえば、女房の身分にある（あるいは、あった）筆者が、女房の立場から書き記した日記というべきである。女房日記は、上述の女流日記と時に相接し、相渉りつつも、独自の実態と系譜を有する、主として後宮

女房による情況記録である。なお、情況記録ということについては、さらに後述するところである。⁽²⁾

女流日記のなかにあつて、一見宮仕え日記ともみえる『紫式部日記』も、私的心情吐露の場としての展開をみせていて、女房日記そのものとは言いがたい。『讃岐典侍日記』もまた、女房日記そのもののようにみられもするが、その内実は、公的な場における私的心情（先述の、堀河天皇に寄せる思慕・追慕の情）の披瀝・吐露に中心点があり、女房日記とは距離があり、性格を異にしている作品とみななければならぬ。

さて、女房日記とは概略このようにみられるものである。が、しかしこうした私見について広く学界の合意が得られているわけではない。「太后御記」の研究に先鞭を付けられた石原昭平氏が、かつて拙稿「女房日記の形成とその展開」について触れ、「初期の日記文学の生成と発展を考ふるうえに有効な視野を与え必読のもの」と評し、⁽⁴⁾ また岩佐美代子氏が、自らの体験的女房日記論を展開するに当たり、一連の私見を肯定的に援用されているくらいにすぎない。⁽⁵⁾ そこで、引き続き女房日記の性格とその本質のさらなる究明を進め、繰り返し論述していく必要があるように思われる。

二

ところで、女房日記という用語は、研究上かなり広く、しかも一般的に用いられてきている。が、用いられる方の大半は、女流日記と同義、ないしは女流日記の別呼称としてのものである。そのため、『紫式部日記』や『枕草子』（日記的回想章段）などが、いずれも女房日記そのものであると説かれるがごとき現状にある。つまりは、宮仕え女性によって書かれた作品の、別称または汎称として用いられているのである。

女房日記の性格とその系譜を明らかにしておくことは、研究者の間においてさえ曖昧のままに用いられてい

る女房日記の語に、厳密さを求めることとなる。と同時に、ことは単にそこにとどまるものではなく、女房日記的な他のいくつかの作品の性格とその本質の究明のために、必要不可欠な研究作業となるのである。⁽⁶⁾

女房日記の祖形ないし源流については、既に検討と考証及び考察を続けてきているところであるが、まず『源氏物語』の注釈書である『河海抄』(中世、南北朝期成立)に断簡をとどめることによって知られる「太后御記」に見いだすことができる。「太后御記」は、女流仮名文の最古のもの、あるいは女流日記の始祖などとみなされている文献であり、ここでも女房日記と女流日記との混同視があるのであるが、それはともかく女房日記を考定し、その性格を闡明たらしめるためには、検討欠くべからざるものである。

『河海抄』に、「太后御記」または「大宮日記」と記されるこの日記は、つごう六箇所に引かれるのみの、断簡にすぎないのであるが、醍醐天皇の中宮(のち皇太后・太皇太后)藤原穩子とその周辺の記録と目される。そして、記事とそこから導き出される状況とに基づき検討と考察を施すと、おおよそ次のようなことが判明してくる。すなわち、記事が祝事・賀儀のことにほぼ集中していることから推して、「太后御記」全体が穩子とその周辺の慶祝事を中心とした記録であり、記されている慶祝事の年時及び穩子の閏歴等からみて、その記録の上限は延喜年間(延喜元年 \parallel 九〇一)、下限は承平年間(承平元年 \parallel 九三二)のおよそ三十年間にも及ぶ、かなり大部のものであったかと推定される。それを筆録したのは、穩子近侍の女房(勿論、一人ではなく複数)とみられる。慶祝事が記録の中心となるのは、筆録者たる女房からみての主人(中宮穩子)と主家(穩子の兄、左大臣忠平家)の繁栄を讚美するところにかかわっているとみられる。

中宮が公人であり、近侍の女房も当然、公に奉仕する立場にあるのだが、後宮の存在そのものが、むろん公的存在であることには違いないものの、内裏全体のなかにあつて、後宮は多分に私的性格を備えていたこともまた事実である。したがって、後宮近侍の女房が記す日記、すなわち女房日記は、後宮内での公的な性格とその

成員全体の共有物としての役割を帯びながらも、後宮内にあつては「公」であっても、対外的には「私」の存在であつたとみられる。

女房日記が私的性情のものというのは、一方に、漢文によつて筆録される公式の日記が厳然としてあり、それに対置されるからである。つまり、天皇の日常を当番の蔵人が記録する「殿上日記」、諸官庁における記録である太政官の「外記日記」、中務省の「内記日記」などがそれにあたる。後宮という私的埒内ではなされる女房日記は、こうしたものに準じるところから発生したのであるが、公式にして正格な制約からは離れた、一後宮の、主として繁栄の記録であつたとみられる。近侍の女房が仮名で筆録したというところに、すでに私的性情があらわれているのである。

このことに関して、もうすこし敷衍しておく、女房日記が有している私的性情とは、漢文による正式記録たる「公」に対しての、私的な位置をもつ後宮なるがゆえの「私」であつて、その筆録にあたる女房個々人の「私」では、もとよりありえない。

後宮における「公」と「私」についての好個の例が『枕草子』の一節にみられる。「頭の弁の、職にまゐり給ひて」の段で、頭の弁である藤原行成が清少納言に対して、孟嘗君の故事に困んだ応答を求めて、前後三通の手紙をよこすのであるが、能筆家としての行成の手紙を愛でるがゆえに、初めの一通は中宮定子の弟にあたる僧都の君が「いみじう額をさへつきて」頂戴してしまい、後の二通は中宮が手元に残された、とある。そして後日、行成が清少納言に、あなたの手紙を殿上人たちに披露したということを話した際、清少納言は、私はあなたの見苦しい詞が他見にさらされるのは困ると思ひ、あなたからの手紙はひた隠しにして一切誰にも見せていない、と言ひ、そのことに対して行成は、清少納言のその配慮に感謝の言葉を述べている。ここにおける、行成の手紙を他の誰にも見せてはいない、との清少納言の言は、事実に反したことである。といつて、それが

作り事、ないしは虚言かというところ、けっしてそうではあるまい。主人たる中宮は勿論、主家の人に当たる僧都の君なども、他人ではなく、その人たちと手紙を共に見たうえ、それがその人たちの手に渡ったとて、他見にさらしたことに当たらないからである。中宮が後宮全体の統括者であつて、そこに仕える女房はその一部であり、部分的な存在に過ぎないわけである。であつてみれば、他からの手紙を中宮や主家の人たちに見せるのは、むしろ当然のことなのである。手紙のやりとり自体、中宮の意向と指示によつてなされるべき性質の行為なのである。したがつて、その範囲外の人々に一切見せていないことをもつて、「御文はいみじう隠して、人につゆ見せ侍らず」と言っているわけであつて、けっして虚言を弄しているわけではなく、事実を反したこともないのである。

宮仕え女性、つまり女房たる者にとつての「公」と「私」との範疇が、ここにはつきりと見て取れる。女房日記に関する直接的な例証ではないが、女房日記の性格を考える上での、参考例とならうかと思う。

かくのごとく女房日記は、私的性格を有する後宮において、その構成員全体の共有物的な存在として、近侍の女房により、その主人に代わるかたちで筆録されるものであつた。後宮の主人とその主家の繁栄を情況的に記録するところに主眼が置かれ、それなるがゆえに、いきおい慶祝事を中心とし、あるいはそのことに限定して記されるようになったもの、と位置付けられる。そこにおける慶祝事は、取りも直さず、その後宮の繁栄を象徴するものにほかならないからである。

三

上述のところからもわかるように、「太后御記」にその源流のみられる女房日記の発生は、摂関政治の発展

につれて整備が進んだ後宮の存在と密接な関係にある。

いゆわる撰閲制が発展し、外戚政治が進行するに伴い、それを内側から支える役割を担う後宮は、いよいよ重要な位置を占めるようになり、いつそう拡充されていく方向をたどった。そのような状況のなかで、常にすべての後宮とまではいえないまでも、その代その代の主だった後宮において、「太后御記」のごとき女房日記が必ずや筆録されていたであろうことは、想像に難くない。もとより、それぞれの後宮の事情により、その筆録期間の長短、規模の大小、記事の量的多寡ならびに粗密等には、おのずと差異が生じたであろうが、成されたであろう女房日記は、それぞれ特有の性格を形成しつつも、「太后御記」にわざわざ倣うまでもなく、必然的にそれと相似た形質を備え、その大枠から逸脱するものではなかったはずである。

しかしながら、源流と目される「太后御記」からして断簡をとどめるのみで伝存してはいない。のみならず、その系譜を確実に示す現存の女房日記もまた、他に存在していない。このことを、どう解釈し、理解するかが重要な課題となる。

このことについて私は、次のように考える。まず「太后御記」が断簡をとどめるのみで伝存しないことについては、先述の私的性格に由来するものと考えられる。一後宮の私的性格を帯びた記録であったがゆえに、外部に出ることはなく、したがって文学作品などのごとくに世間に流布するというのではなく、内部とそれにかかわる範囲にのみ限って披見されて伝わり、それ以上の広がりをもつ性質のものではなかったために、やがて散佚してしまつたものと推察される。

それにしても「太后御記」は、南北朝期までは伝存していたことが確認できる。同期の編纂とみられる『本朝書籍目録』の仮名部に「太后御記 一卷」と記載されているからである。ただし、さきに推定を示したように、かなり長期にわたる記録であったとすることからすると、大部なものが予想されるのだが、「一卷」とあ

るのは規模のうえから疑問なしとしない。あるいは、上述のごとき事情から、すでに部分的な散佚が生じながらも伝存していた、つまりは残存の姿であったのかも知れない。とすれば、『河海抄』所引のものも残欠状態の「太后御記」であった可能性が濃くなる。

かくして「太后御記」は、『本朝書籍目録』に残欠かと思われる姿をとどめた後、やがて室町期には散佚してしまつたものと推定されるのであるが、それにしても、ともかくもこの時期まで伝存していたことは、これが女房日記の源流であると同時に、その象徴的な存在であったからにほかなるまい。必ずや存在したであろうその後の幾多の女房日記が、ことごとく姿をとどめることのない理由も、上述のこのなかに求められるのである。私的性格を帯び、内部的な存在にとどまるものであったことに由来すると考えられる。それに、象徴的存在と上述した「太后御記」のような規模にまで成長していたものは、ほとんどなかったであろうことも考慮に入れておいてよいかと思われる。

存在したはずの幾多の女房日記が散佚のみちを辿つてしまつたがために、女房日記そのものの系譜は、必ずしも明確に描くことができない。が、その存在は幻のごときものかという点、けつしてそうではない。このことも前掲稿に既に触れているように、かすかではあるものの、裏付けがなしうる。すなわち、『公衡公記』の正応二年（一二八九）四月二十四日条の賀茂祭の記事中に、「……於件所童等下車、乗馬凡其具足等悉装束以下定資沙汰也、委旨見女房日記歟、渡大路」とある。これは、賀茂祭に中宮女使として奉仕した命婦・女藏人等中宮女房らの具足や装束などについての委細は、女房日記に記されているはずである、とするものである。この記述から、中世鎌倉期の伏見天皇の中宮（西園寺実兼女鑑子、後の永福門院）の後宮記録として女房日記の存在していたことが分かる。これがいかなる規模と内容を備えたものかは、定かでなく、その実態には迫れないものの、確かに女房日記が存在していたこと、そして女房日記にはそのようなことが記されていた、ということ

等が判明するのである。

ところが、時代はさらに下って近世末期のこととなるが、確かな実態を残す女房日記が現存し、上述の推定を大きく助けてくれるのである。それは、現に宮内庁書陵部が所蔵するところの「中宮御所(欣子内親王)女房日記」等、一連の女房日記がそれである。この女房日記は、光格天皇の中宮欣子(後桃園天皇内親王)、後の新清和門院(欣子内親王)の後宮記録である。しかも、欣子の内親王時代から中宮・皇太后・及び女院時代を通じての、実に六十五年間にもわたる近侍の女房による記録なのである。

これは調査をしてみても分かるのであるが、原本は、一貫して単に「御日次」または「御日記」の名称であったものが、同内親王の身分の推移に従って後に整理されて、「中宮御所(欣子内親王)女房日記」のほか、「女一宮(欣子内親王)女房日記」、「大宮御所(欣子内親王)女房日記」、「新清和院女房日記」となったものである。が、整理されて、新たな呼称が付される際、このように「女房日記」の呼称が用いられたのは、女房日記なるものの伝統、ないし慣習があったからにはかかないと考えられる。その伝統、ないし慣習がなかったならば、恣意に「女房日記」の呼称を用いることはなかったと考えるのが自然であろう。

そしてこれは、源流たる「太后御記」の、推定される規模をはるかに凌ぐ大規模なもので、後代のものではない。あるものの、散佚を免れ、完全な姿で、こうして現存していることは、実に貴重というほかない。稀な存在ではあるが、ここに女房日記の系譜が脈々と継承されて実在していることが確認できるのである。

なお、この「中宮御所(欣子内親王)女房日記」をはじめとする欣子後宮の女房日記に関しては、『図書寮典籍解題 歴史篇』(宮内庁書陵部編)に紹介のほか、『国史大辞典』(吉川弘文館、第7巻)に「新清和院御側日記(しんせい わいんおそばにつき)」として掲げられ、解説が加えられている。この女房日記は、調べてみると、実に三百数十冊(整理された冊数)にもものぼる大部のもので、質量ともに、国文学側からみても、国史学側からみても、実

に貴重な存在に思われる。が、ほとんど研究の手が及んでいない現状にある。わたくしは、十数年前にこれの概略調査を試み、今回（平成六年夏）再びやや詳しい調査を行ったものの、まだ書誌的・外形的な調査の域を多く出てはいない。内容調査をさらに進めたいと考えている。

四

さて、女房日記の本質を見据え、その特性を究明することは、そのこと自体必要なことであり、欠かすことのできない課題である。そのことは、上乗のことですでに明らかなのであるが、ことはそれに止まるものではない。波及効果とでもいうような、いわばその有効性を看過してはならないと思う。

さきに、女房日記と女流日記とを混同視してはならないことを説いたが、それも女房日記の特性を把握し、確認しておいて、はじめて言及できることなのである。ことは単に、女房日記と女流日記とを区別することだけに止まるものではない。その有効性が特に発揮されるのは、女房日記の性格を有する女流日記の成り立ちと、作品としての特質を明らかにする際においてである。つまり、換言すれば、確固とした女房日記の視点は、女房日記の性格を有する女流日記の作品としての性格を考量し、その特質を考察するにあたっての、欠くべからざる要件といって過言でない。

たとえば、『紫式部日記』などは、女房日記そのものとみられがちである。が、そのようにみなすのは事実誤認といわなければならない。女房日記そのものの性格規定が確立されていないことから生じる、研究上の誤解なのであるが、たとえ事実誤認としても、なにゆえにそのような見解が出てくるのか、出てくる余地があるのかという点も、逆照射的に明らかにされるのが、この女房日記の視点である。すべての女流日記が、女房日

記から発展的に形成されるものではないこと、もとよりであるが、女流日記のうち、『紫式部日記』は女房日記から発展的に形成された、その典型とみられる作品である。⁽⁹⁾

つまり『紫式部日記』は、その本体とも基層ともみられる記事の大部分が、主人たる中宮彰子・主家道長家（御堂関白家）の繁栄とその讚美に埋められているところが、女房日記の基本性格に相通しているがために、上述の誤解ともいうべき見解を誘発することとなるのである。が、それら記事のあちこちに表出されている、宮仕え女性としての憂悶の情を無視することはできない。そこに吐露される憂悶の情は、私情・私懐の表出であって、女房日記とは相容れないものである。このところを見誤るために、『紫式部日記』自体が女房日記であると説かれ、そしてそれが主家からの要請によって書かれ、献上されたものとの見解に結び付いていってしまうのである。そうではなく、女房日記の本質を見極めたうえ、作品としての『紫式部日記』をつぶさにみると、女房日記を基底に持ちながらも、それを基盤に形成された、私的心情の吐露の場としての個性的な作品であることが諒察されてくるのである。

わたくしは、女流日記の根幹に存する基本性格を“悲嘆の表出とその形象化”と捉えて誤りない、と考えているが、この『紫式部日記』も、まさしくその範疇にある。記事量からすると、女房日記に相通じる主人と主家の讚美に多くを割いてはいるが、それは私的自己の表出の場としての位置付けであって、そこにみずから描き出す華麗な宮仕えの日常を通じて、醸成されざるをえなかった憂愁の念、憂悶の情の吐露・表出にこそ力点が置かれている、と考えられるのである。であるから、『紫式部日記』の基底に女房日記が存在することは否定できないし、また、否定する必要もない。女房日記を基盤として、そこに私的自己の表出の場を、積極的に切り拓いた作品の典型例と位置づけてよいであろう。こうした作品が産み出されるのも、後宮記録としての女房日記の存在と、その伝統的な流れがあったればこそそのことと考えられるのである。

隨筆文学に位置付けられている『枕草子』の作品としての本質を考察するにあたって、この女房日記の視点は有効に作用する。『枕草子』についてもまた、女房日記そのものと説かれたりすることもあるが、もとよりそうではない。しかし、そのように説かれるのには根拠がないわけではない。『枕草子』は、『紫式部日記』と比較すれば、作品の性格をかなり異にしている。にもかかわらず、両者相似た部面を共有しているのも事実である。それは、主人と主家の讚美に主体を置く日記的回想章段が存在するからにほかならない。類聚章段、随想章段、そして日記的回想章段から雑纂的に構成されている『枕草子』は、どこに本姿があり、本質はどこにあるか、それを見定めるのはなかなか困難な状態にある。成り立ちの問題、ひいては作品としての性格説明が、研究途上にあつて、まだ結論に近いものが見えてきていない現状にあるからである。が、類聚章段と随想章段をどう位置付け、日記的回想章段との関連をどこに見いだすかは一応ここでは別個のこととして、日記的回想章段に視点を据えると、これが女房日記的性格を有しているということは瞭然たる事実であつて、この点に異論のでてくる余地はまずなさそうである。しかも、分量的にはこの日記的回想章段が『枕草子』全体の過半を占めているのが、まぎれもない実態である。

『枕草子』の日記的回想章段は、中宮定子と主家中関白家の繁栄とその讚美に徹して、一点の翳りもない。そのなかに、『紫式部日記』のごとく憂愁の念や憂悶の情が混じるようなことはない。であれば、これは女房日記そのものかというところ、やはりそうではない、と言わざるをえない。たしかに『枕草子』のなかに、周囲の者たちが「一つな落としそ」「中納言まり給ひて」の段）と言うので自慢話めいたことも記さざるをえなかったといひ、清少納言の筆録に後宮成員の集団的参加のあつたらしいことを窺わせるところがある。しかしながら一方では、「この草子を、人の見るべきものと思はざりしかば、あやしきことも、にくき事も、ただ思ふ事を書かむと思ひしなり」「とり所なきもの」の段と記し、さらに、「目に見え心に思ふ事を、人やは見んと

すると思ひて、つれづれなる里居のほどに書き集めたるを」とか、「ただ心ひとつに、おのづから思ふ事を、たはぶれに書きつけたれば」(跋文)などと、自分ひとりの述作であることを、しきりに強調している。⁽¹⁰⁾

それになにも、日記的回想章段はその総体をもって、主人中宮定子と主家中関白家の繁栄とその飽くなき讚美に徹していること、前述のとおりであるのだが、それを通じて明らかになるのは、主人中宮定子に対する敬慕と讃仰の心情の披瀝である。それは定子後宮の構成員を代表してということかも知れないが、すでにその情は、主人中宮定子に対する個人的な敬慕の情を越えた、帰依の念にまで達していると見て取れるほどである。しかも、日記的回想章段の中には、中宮定子健在のうちに書き記し、中宮にご覧にいたしたものもあつたかとみられるが、その多くは定子崩御後、中関白家崩壊後の筆に成るとみられることからすれば、主家と主人に奉じるための女房日記として記されたとするよりは、個人的述作として書かれたとみるほうが、事実にも実態にも即し、かつ理に叶っているといつてよいであろう。

この観点からすれば、『枕草子』の日記的回想章段は、女房日記の立場にありながらも、それを延長・発展させて、個人的な述作にまで成長させたものと位置付けられるのである。現在の文学史的な常識からすれば、『枕草子』が随筆作品であることは自明のことのように思われるところであるが、実は随筆の概念は、中世後期から近世初期まで待たなければ成立しないものである。随筆が盛行し、その概念が意識され、時代を溯って位置付けられた結果、はじめて随筆文学と称されるに至つたのである。群書類従の分類では、『枕草子』は『方丈記』などとともに「雑部」に収められている(ちなみに、「随筆」の書名をもつ最初の書といわれる『東斎随筆』もまた「雑部」に分類されている)。したがって、『枕草子』の出現した平安時代後期の時点においては、これは和歌作品、物語作品、日記作品、説話作品のいずれにも属さず、他に類をみない孤絶した存在であつたはずである。であればこそ、こうした位置にある『枕草子』の本質に迫るにあたり、上述の女房日記の視点が欠かすこ

とのできないものとして、有効性を發揮するのである。⁽¹¹⁾

五

女房日記とは、大略上来のごとく、女流日記の便宜的な別呼称ではなくして、主として後宮近侍の女房の身分にある（あるいは、あった）者が、その立場から主人と主家のことを記した日記であるといわねばならない。それは、主人たる後宮女性の起居動作一部始終の記録ではもとよりなく、必要に応じての主要な事柄、行事などの記録であつたとみられる。主要な事柄、行事などとは、主人にかかわる慶祝事・賀儀等の行事とか儀式などが中心を占めたものと考えられる。⁽¹²⁾

そしてそれは、近侍の女房からみての主家のことにまで及んでいたであろうことが推測される。主人と主家の慶祝事・賀儀等の行事とか儀式の様子が記されることにより、いきおいそれは、主人と主家の繁栄の記録という側面をもつようになり、記録が長期間にわたるにしたがつて、その色彩を一層濃厚にしていったであろうことが推測されるのである。こうしたことはまた、女房日記の祖形でもあり原型とも目される「太后御記」に、その片鱗が窺えるとともに、くだって女房日記からの展開の形態とみられる作品たる『枕草子』や『紫式部日記』などから帰納的に察知されうることでもあつた。

かくのごとき考察を通して、女房日記の本質は明瞭になってくるのである。すなわち、後宮近侍の女房によって筆録される、主人と主家の繁栄を象徴する慶祝事・賀儀等を中心とした記録ということとなる。繁栄を象徴する慶祝事・賀儀というゆえんは、後宮の繁栄があつて、はじめてその祝事や賀儀が盛大に催行されるものであるし、その盛大さは取りも直さずその中心人物たる後宮の繁栄と安泰とを象徴するものにほかならない

からである。「太后御記」にみられる、主人穩子所生の康子内親王の裳着の儀が行われ、主家の当主たる摂政左大臣忠平が腰結の役を務めたこと、あるいは同じく、皇太后穩子の五十の算賀が、摂政左大臣忠平の主権により行われたことなどは、そのことをよく示している。いまに残る「太后御記」の断簡はいかにも簡略なものではあるものの、そこから読み取ることのできる可能性は、叙上のことを感じ取るに十分な広がりをも有しているのである。

そして、『河海抄』所引の「太后御記」の記事の簡略さからは、多くを語りなくても通じ合うことのできる内輪の記録であることが読み取れもする。つまり、先述の私的性格のあらわれである。さらには、この記事の簡略さから引き出せるのは、内輪の記録であることと表裏の関係となるが、事実そのものの正確な記録ではなくして、その情況記録であったということである。が、このことについては、もうすこし説明を必要とするであろう。

女房日記の存在とその伝統的な流れに沿って形成されたとみなされる『枕草子』や『紫式部日記』などから、そのことが帰納的に裏付けられるように思われる。たとえば、『枕草子』の中から「関白殿、二月廿一日に」の段についてみておこう。この日記的回想章段は、『枕草子』中で最も長大なものに発展している章段であると同時に、作者清少納言からみての主家中関白家の盛栄ぶりをいかに描き出している代表的な一段である。正暦五年（九九四）二月二十日（『枕草子』の二月廿一日）は、記録類に照らして誤りとみられている）、「関白供養善寺」。中宮行啓。東三条院同以御幸。彈正尹為尊親王。四品敦道親王。右大臣以下諸卿参入」（『日本紀略』正暦五年二月廿日条）、「関白供養善積善寺」。准御齋会」（『百鍊抄』正暦五年二月廿日条）と記録にあるごとく、関白道隆が、父兼家の旧邸二条院を寺院に改めた法興院内に新たに建立した積善寺において営まれた一切経供養の法会の模様を記したこの章段は、その当日のことと、それに至る準備期間のことをつづさに描き出して長大か

つ詳細な一章段を形成している。中宮定子を中心とした主家の人々の栄え栄えしい有様、法会全般を取り仕切り経営する当主道隆の勢威と威容、時の帝一条天皇の生母たる東三条女院詮子も行啓されるほどの面立だしき、当日、勅使が差し向けられるほどの光栄さ、それらの一部始終を細叙する清少納言の筆は、「いみじうぞめでたき」、「いみじくめでたし」、「心地めでたく興あるさま、いふかたもなし」、「さらになべてのに似るべきやうもなし」、「一事としてめでたからぬことぞなきや」、「いみじくめでたし」、「げにぞめでたき」、「いとほええし」など、讚美、贊嘆の念に満ち溢れている。

ところが、積善寺における一切経供養の法会それ自体の様子となると、「ことはじまりて、一切経を蓮の花の赤き一花づつにいれて、僧俗・上達部・殿上人・地下・六位、なにくれまで持てつづきたる、いみじう尊し」などと記しはするものの、多くは記そうとしていない。のみならず、一連の行事である舞楽などに至っては、「舞ひなど、日ぐらしみるに、目もたゆく苦し」と記す有様で、省筆してしまつてさえている。これはつまり、法会・儀式の事の次第を克明に記録するところに意図のないことを物語っている。『枕草子』におけるこの章段の主眼とするところは、法会・儀式の事の次第そのものにあるのではなく、それらがいかに盛大・華麗きわまるものであったかという、盛況の情況の現出に置かれている。法会・儀式の盛大な雰囲気、華麗に展開された様相、つまりはそうした情況の描出にこそ主眼があるのである。しかも、この時の一切経の供養は、「先之去十七日。関白申_下請以_二件寺_一為_中御願寺_上。勅許_レ之」(『日本紀略』正暦五年二月廿日条)とあるように、道隆の奏請により積善寺を朝廷の御願寺とすることの勅許があり、それを受けての盛大な法会であった。であればこそ、それはまさに一大慶祝事であったわけで、主家の全盛を誇るに足る行事であったのである。その一大慶祝事の盛大にして華麗な様相、つまり雰囲気・情況をつぶさに描き出すことにこそ、女房日記の主眼があったのである。そこに情況記録であるというゆえんがある。

さて、この場合は一切経供養の法会であるが、主家あげての大事業がいかに盛大・華麗に繰り広げられたかということは、取りも直さず主家の繁栄そのものである。主人のこの上ない立派さ、主家の限らない繁栄は、そこに奉ずる近侍の女房にとって、日々忠勤の活力源であり、何事にも替えがたい喜びである。主人と主家の主として慶祝事などの情況を通して、結果としてその繁栄を記録的に現出せしめるところに女房日記の本質が求められるのである。一例としてではあるが、『枕草子』のこの一段は、帰納的にそのことを確認させてくれる。例示はこれで事足りるかと思うが、確認を深めるために、同様な例をもう一つ『紫式部日記』からみておくこととする。

『紫式部日記』の中から引く一例は、寛弘五年（一〇〇八）九月十五日に催された敦成親王の御産養の記事である。同親王の誕生に伴う祝事の儀が次々と続いて行われるなかで、誕生五日目の夜に行われたこの産養の儀は、主家の当主たる道長の主催するものであることもあって、ことに詳しく記されている。「十五日の月くもりなくおもしろきに、池のみぎは近う、かがり火どもを木の下にともしつつ、屯食ども立てわたす」と、当日の準備の状況、周辺の奉仕する人々の様子などから描き始めるこの記事は、次第に内部に立ち入り、その細部を描いていく筆法であるのだが、そこに奉仕する人々がこの慶祝事にいかに光栄の思いで参加していたか、そこからさらには、その祝事がいかに盛大に催されたかを前面に出してきている。したがって、記事の主眼は産養の儀そのものの次第を記録するところには置かれていない。主家の慶祝事の盛大さとその活況を描き出し、もって主家の繁栄ぶりを祝意をこめて現出せしめるところに主眼があり、情況記録としての性格が、ここにおいても帰納的ながら確認できるのである。こうしたことは、『紫式部日記』にはこのほか、一条天皇の土御門邸への行幸の条、敦成親王の五十日の儀のくだりなど、枚挙にいとまのないほどである。

上述の『枕草子』の清少納言同様に、『紫式部日記』においても、作者紫式部その人の個性が表出され、私

的述作の面を多分に内包するがゆえに、これらは女房日記そのものではないこと、既に説いたとおりであるが、女房日記からの発展的な形態とみられるこれらの著作から、帰納的に女房日記の本来的な性格、つまりはその本質が知られるのである。

それと同時に、いささか循環論法めきはするが、女房日記の源流と伝統を見据えることにより、その流れを踏まえて形成をみた『枕草子』や『紫式部日記』の作品としての性格の理解を深めうるし、他の女流日記作品との差異などもまた知りうるのである。そして、さらにこのことは、中世における女流日記を対象とする際には、欠かすことのできない視点となり、女房日記というものの文学史的考察に及ぼす意義は、はかりしれないといつて過言ではないと思われるのである。

ところで、「女房日記」という語はテクニカル・ターム、つまり研究語彙ないしは研究用語かという、用語上の問題が残る。最後にそのことに一言ふれておくこととする。その源流とみなされる「太后御記」も、別名「大宮日記」とはあるが、「…女房日記」という固有の名称はもたない。他にも具体的な例証はみられない。

すると女房日記とは、研究者がかりに名づけた呼称であり、つまりは研究語彙のごとき色合いを有するかにみえる。しかし、先掲の『公衡公記』の記述に「女房日記」とあり、そのように呼称されたものが存在したことの証となるのである。また別に、たとえば近世の国学者である伴信友の著述『比古婆衣』の中には、『栄花物語』に関して、「女房たちの記しおける日記」とか「女房の書き記せる日記」などとの記述があり、明確に「女房日記」とは呼称していないものの、そうしたものの存在とその想定が示されている。加えて、さらに確かな実在として、これも先掲の「中宮御所(欣子内親王)女房日記」等と称される欣子内親王にかかわる女房日記の存在がある。すでに時代くだつて近世後期、それも末期に近い時期のものとはいえ、伝統的な流れを無視してかかるものの存在はありえず、また「女房日記」と称される実態とその伝統があったからこそ、かかる呼称を

もって整理・統一されて保存されることとなったものと考えられる。

このような考察を通して明らかになるように、女房日記なる語は、単なる研究用語ではありえず、個々の名称はいずれにせよ、主として後宮近侍の女房によって筆録された主人と主家の繁栄の情況記録としての日記の総称と位置付けられてよいかと思う。あるいは、さらに思いをめぐらすならば、「枕草子」なる語は、かつては普通名詞であり、作品としての『枕草子』の本来的な正式名称は『清少納言枕草子』であったこととの関連からいうと、女房日記は文学作品ではないので、ジャンル名というのは当たらないものの、それに準ずる語のごとく考えておいてよいかと考えられるのである。

注

(1) なお、ここにいう女房日記とは別に存立する女流日記文学、就中その本質については、拙著『平安女流日記文学の研究』及び『平安女流日記文学の研究 続編』、更に、最近稿の「日記文学の本性と読者意識」(木村正中編『論集日記文学』平成三年一月、笠間書院)、「王朝女流日記文学の系譜論続攷」(日記文学懇話会編『日記文学研究 第一輯』平成五年五月、新典社)等を参照されたい。

(2) 拙稿「女房日記の形成とその展開」(『平安女流日記文学の研究 続編』所収)、初出は、藤女子大学『国文学雑誌』一四号、昭和四十八年十月。同「女房日記」の性格規定をめぐって」(新潟大学『国文学会誌』二四号、昭和五十六年二月)。

(3) 「日記文学の発生と暦——太后御記を中心として——」(『平安文学研究』第三十一輯、昭和三十八年十二月)、「太后御記の原形——はたして漢文体か——」(『国文学研究』三十一集、昭和四十年三月)等。

(4) 日本文学研究資料叢書『平安朝日記II』解説(昭和五十年十一月)。

- (5) 『女房の眼』(私家版、製作・笠間書院、昭和六十三年一月)。
- (6) このことについても、前掲拙稿「女房日記」の性格規定をめぐって」を参照されたい。
- (7) 前掲拙稿「女房日記の形成とその展開」及び、同「女房日記の源流としての『太后御記』」(新潟大学人文学部『人文科学研究』五十九輯、昭和五十六年七月)。
- (8) 「凡其具足」から「日記歟」までは割注。
- (9) 詳しくは、拙稿「女房日記から女流日記文学へ——『紫式部日記』を中心として」(日本文学協会『日本文学』昭和五十八年五月)を参照されたい。
- (10) 『枕草子』の本文引用は、日本古典文学大系本による。
- (11) なお、これに関連した拙稿に「『枕草子』の作品性格——女房日記とのかかわり——」(新潟大学『国文学会誌』二五号、昭和五十七年二月)がある。
- (12) なお、先掲の欣子内親王に関する女房日記においては、既に慶祝事のみではなく、女主人(中宮・皇后・皇太后・女院)の日々の主要な事柄の記録となっている。
- (13) 『日本紀略』『百鍊抄』の引用は、「新訂増補国史大系」による。ちなみに、『本朝世紀』及び『扶桑略記』(同じく「新訂増補国史大系」)にはそれぞれ次のように録されている。
- 「廿日壬寅。今日。関白有_レ被_レ供_二養積善寺_一。辰一剋。東三条院件寺被_二参入_一。同点。中宮有_二行啓_一。供奉諸司諸衛如_レ常。又彈正尹為_レ尊親王。四品敦道親王。右大臣。内大臣。大納言藤原朝光卿。同濟時卿。権大納言同道長卿。(汚損)中納言同顯光卿。参議同懷忠卿。同時光卿。同実資卿。平惟仲卿。藤原公任朝臣。同誠信朝臣参入。弁少納言外記史皆参。自余四位五位不可_レ勝計。」(『本朝世紀』正暦五年三月廿日条)。
- 「二月廿日、関白道隆供_二養積善寺_一。安置金色丈六毗盧遮那佛像一鉢。脇侍积迦葉師各一軀。梵王帝积四天王各

一軀。凶_ニ絵_ニ釈迦_ニ一万_ニ躰。書_ニ写_ニ大小_ニ乘_ニ經_ニ妙_ニ典。先公入道大相国以_レ忠事_レ君。以_レ信帰_レ仏。即_ト勝_ニ地。以立_ニ道場。積善寺是也。草創以後二三年間。牆壁先成_ニ不日_ニ之功。堂閣始締_ニ如_レ雲_ニ之_レ構。豈_ニ凶_ニ大厦_ニ之_レ基_ニ未_レ半。厚夜之駕早催。爰有_ニ精舍。称_ニ法興院。斯乃先公閑放之地。不日所_ニ改_ニ成也。林鶯百囀。暗添_ニ歌曲。岸柳千条。漫助_ニ舞腰。已上」(『扶桑略記』正暦五年二月廿日条)

- (14) 中世女流日記に概略ながら触れたものに、拙稿「宮廷女房日記の展開——中古から中世へ——」(日本文学講座『日記・随筆・記録』平成元年五月、大修館書店)がある。なお、同拙稿は、紙数のことなどもあつて不十分なものであつたので、全面的に改稿して、近く別途発表の用意がある。

